

真庭市介護保険福祉用具購入費等受領委任払い制度に関する同意書

介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費・住宅改修費支給受領委任払い申請書兼請求書の提出に当たり、次の事項を遵守することを誓約し、下記被保険者が受領委任払いを行うことに同意します。

- 1 福祉用具購入費等の提供に関しては、関係法令及び真庭市介護保険福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払いに関する実施規程等を遵守すること。
- 2 福祉用具販売等を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、真庭市介護保険福祉用具購入費等受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。
- 3 福祉用具購入等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具販売等を行うよう努めること。
- 4 福祉用具販売等を行うに当たっては、真庭市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 5 住宅改修にあつては、事前に工事内容の説明を真庭市に行い、給付対象経費及び給付見込額について真庭市の確認を得ておくものとする。ただし、地域包括支援センター職員及び各居宅介護支援事業者等（以下「介護支援専門員等」という。）が代わってこれを行う場合には、事業者からの説明等を省略することができるものとする。
- 6 福祉用具購入費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担分の領収証を発行すること。
- 7 受領委任払いを利用するにあたって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。
- 8 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費・住宅改修費支給受領委任払い申請書兼請求書を受理した月の翌々月の末日までに市が支給額を決定し、事業者の指定する口座にその金額を振込むという事務処理を承知していること。
- 9 関係法令、実施、この遵守事項等に違反し、その是正等について真庭市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 10 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 11 市は、事業者が本同意書に違反したとき又は本同意書を遵守することができなくなったと認めたときは、この同意を取り下げることができる。この場合において、解除により事業所に損害が生じても市は賠償の責めを負わない。
- 12 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。また、業務上知り得た被保険者及びその家族の情報を他へ漏らさないこと。

真庭市長 様

令和 年 月 日

対象被保険者 _____

届出者 { 所在地 〒
事業者名称
代表者氏名